

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成26年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	平成26年度					計	平成25年度					計
	競争試験	う ち 女 性 数	選考	う ち 女 性 数	う ち 再任用 職 員 等		競争試験	う ち 女 性 数	選考	う ち 再任用 職 員 等		
一般行政職員	71	29	171	90	35	242	67	26	171	89	46	238
教 員	0	0	205	106	41	205	0	0	205	102	22	205
警 察 官	61	6	22	0	2	83	56	14	28	0	28	84
計	132	35	398	196	78	530	123	40	404	191	96	527

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（平成26年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分		平成26年度		平成25年度	
		異動者数	う ち 女 性 数	異動者数	う ち 女 性 数
一般行政職員	部 長 級	5	0	12	1
	次 長 級	26	1	36	5
	課 長 級	183	18	206	24
	課長補佐級	259	38	301	65
	係 長 級	394	143	416	172
	一般職員等	504	195	544	203
	計	1,371	395	1,515	470
教 員	校 長	77	15	76	13
	教 頭	95	25	125	20
	教 諭	736	379	618	326
	助教諭等	4	3	14	4
	計	912	422	833	363
警 察 官	警 視	54	0	42	0
	警 部	88	1	85	1
	警 部 補	113	4	142	5
	巡査部長	129	17	139	12
	巡 査 等	146	16	158	12
	計	530	38	566	30

(3) 職員の退職の状況（平成26年度）

(単位:人)

区 分	平成26年度				平成25年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	76	105	0	181	57	108	17	182
勲奨退職	3	0	30	33	7	0	14	21
早期退職	29	54	21	104	37	63	11	111
普通退職	75	32	15	122	75	26	20	121
分限免職	0	1	0	1	0	0	0	0
懲戒免職	0	2	0	2	1	2	1	4
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	4	4	0	8	3	3	3	9
計	187	198	66	451	180	202	66	448

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成27年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定数条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分	部 門	職 員 数				
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
一般行政部門	議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)
	総 務	621人(22)	624人(3)	604人(Δ20)	608人(4)	611人(3)
	税 務	101人(Δ2)	100人(Δ1)	100人(0)	99人(Δ1)	95人(Δ4)
	民 生	443人(Δ1)	434人(Δ9)	431人(Δ3)	437人(6)	431人(Δ6)

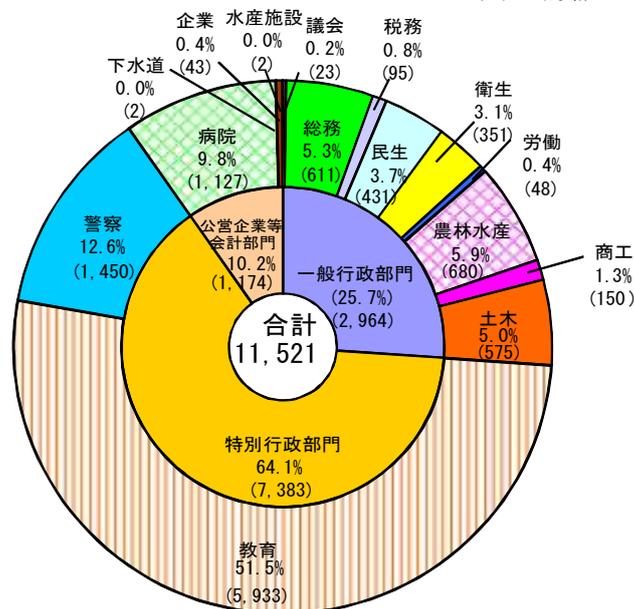
	衛生	364人(2)	356人(△8)	360人(4)	355人(△5)	351人(△4)
	労働	48人(0)	47人(△1)	48人(1)	49人(1)	48人(△1)
	農林水産	751人(△6)	726人(△25)	713人(△13)	683人(△30)	680人(△3)
	商工	137人(△5)	146人(9)	142人(△4)	143人(1)	150人(7)
	土木	578人(△2)	590人(12)	596人(6)	591人(△5)	575人(△16)
	計	3,066人(8)	3,046人(△20)	3,017人(△29)	2,988人(△29)	2,964人(△24)
特別行政部門	教育	5,963人(△37)	5,989人(26)	5,981人(△8)	5,959人(△22)	5,933人(△26)
	警察	1,438人(16)	1,439人(1)	1,444人(5)	1,438人(△6)	1,450人(12)
	計	7,401人(△21)	7,428人(27)	7,425人(△3)	7,397人(△28)	7,383人(△14)
普通会計計		10,467人(△13)	10,474人(7)	10,442人(△32)	10,385人(△57)	10,347人(△38)
公営企業等 会計部門	病院	985人(31)	1,037人(52)	1,074人(37)	1,093人(19)	1,127人(34)
	下水道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企業	45人(△2)	44人(△1)	44人(0)	43人(△1)	43人(0)
	水産施設	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	計	1,034人(29)	1,085人(51)	1,122人(37)	1,140人(18)	1,174人(34)
合計 [条例定数]		11,501人(16)	11,559人(58)	11,564人(5)	11,525人(△39)	11,521人(△4)
		[12,012人]	[12,110人]	[12,105人]	[12,136人]	[12,129人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

平成27年 部門別職員割合

※ ()は職員数



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由 (平成27年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	
	総務	3	奉迎業務の減、地方創生関係業務・国勢調査業務による増等
	税金	△4	過員の解消による減等
	民生	△6	全国障がい者芸術・文化祭開催業務の減、保育専門学院の廃止による減等
	衛生	△4	氷ノ山・三徳山関連事業の減等
	労働	△1	欠員不補充による減
	農林水産	△3	県営事業の減、高度衛生管理型市場整備による増等
	商工土木	7	観光客の受入環境整備、海外誘客等のインバウンド対策業務、WTC鳥取大会開催による増等 道路維持管理体制の見直しによる減、空港リモート化による業務の増等
計	△24		
特別行政部門	教育	△26	高校教育改革に伴う学級数の減による減等
	警察	12	欠員の補充による増
計	△14		
普通会計計	△38		
公営企業等 会計部門	病院	34	病院建て替えに向けた体制整備による医師、看護師、事務職員の増、診療機能充実による診療放射線技師の増
	下水道	0	
	企業	0	
	水産施設	0	
計	34		
合計	△4		

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、平成20年10月に鳥取県版「集中改革プラン（定数削減・給与構造改革編）」を策定し、スリムで効率的な県庁を目指して取り組んだ結果、一般行政部門等において、205人の定数削減を行いました。（平成19年度～平成23年度（当初））

さらに、厳しい状況が続く県財政を踏まえて、将来に向けて持続可能な体制とするためには、全国最小レベルの職員数を堅持することが必要であることから、平成24年2月に「新たな定数管理の方針」を策定し、無理・ムダのない簡素で機能的な組織の構築、業務の効率化や行政課題の変化に対応したスクラップアンドビルドによる人員配置の最適化を目指し、取組を推進した結果、一般行政部門等において101人の定数削減を行いました。（平成23年度～平成27年度（当初））

ア 新たな定数管理の方針の基本フレーム

取組期間	平成23年度から平成27年度（当初）まで
対象範囲	一般行政部門等（学校の教職員、警察、病院局を除く。）
削減数	△3%以上（△100人以上）

イ 年次別定数削減状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区分		23年	24年 （1年目）	25年 （2年目）	26年 （3年目）	27年 （4年目）	24年～27年 計	（参考） 数値目標
一般行政部門等	職員数	3,310人	3,280人	3,248人	3,221人	3,209人	3,209人	3,210人
	増減	-	△30人	△32人	△27人	△12人	△101人	△100人

（注）1 「一般行政部門等」には、知事部局の他、県議会事務局、行政委員会、企業局を含みます。

2 職員数は、予算定数を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降の定数増減数の累計を示しています。

(7) 職員数の推移

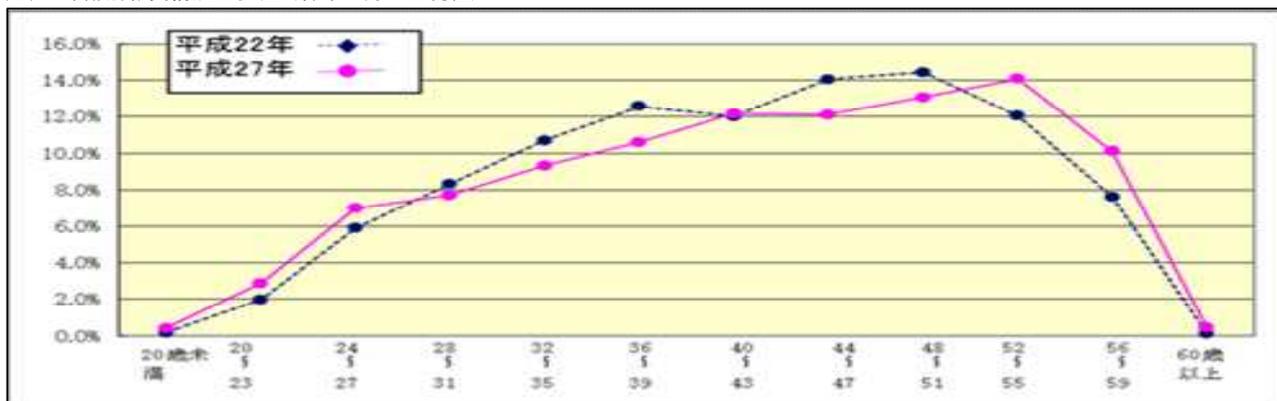
部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数（率）
	一般行政	3,058人	3,066人	3,046人	3,017人	2,988人	2,964人	
教 育	6,000人	5,963人	5,989人	5,981人	5,959人	5,933人	△67人（△1.1%）	
警 察	1,422人	1,438人	1,439人	1,444人	1,438人	1,450人	28人（2.0%）	
普通会計計	10,480人	10,467人	10,474人	10,442人	10,385人	10,347人	△133人（△1.3%）	
公営企業等会計計	1,005人	1,034人	1,085人	1,122人	1,140人	1,174人	169人（16.8%）	
総合計	11,485人	11,501人	11,559人	11,564人	11,525人	11,521人	36人（0.3%）	

(8) 職級別の職員数の状況（平成27年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区分	平成27年4月1日現在			平成26年4月1日現在			
	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	
一般行政職員	部長級	20	2	10.0%	19	2	10.5%
	次長級	76	9	11.8%	76	8	10.5%
	課長級	440	62	14.1%	448	57	12.7%
	課長補佐級	869	202	23.2%	840	189	22.5%
	係長級	1,210	455	37.6%	1,181	440	37.3%
	一般職員等	2,498	1,398	56.0%	2,538	1,402	55.2%
計	5,113	2,128	41.6%	5,102	2,098	41.1%	
教 員	校長	219	38	17.4%	221	38	17.2%
	教頭	261	60	23.0%	262	62	23.7%
	教諭	4,600	2,408	52.3%	4,620	2,408	52.1%
	助教諭等	103	27	26.2%	104	28	26.9%
	計	5,183	2,533	48.9%	5,207	2,536	48.7%
警 察 官	警視	62	0	0.0%	61	0	0.0%
	警部	129	2	1.6%	125	1	0.8%
	警部補	306	12	3.9%	310	9	2.9%
	巡査部長	317	28	8.8%	320	30	9.4%
	巡査等	411	55	13.4%	400	48	12.0%
	計	1,225	97	7.9%	1,216	88	7.2%
合計	11,521	4,758	41.3%	11,525	4,722	41.0%	

(9) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成27年	48人	333人	805人	890人	1,076人	1,223人	1,402人	1,397人	1,506人	1,624人	1,166人	51人	11,521人
平成22年(5年前)	21人	228人	676人	957人	1,230人	1,444人	1,382人	1,615人	1,660人	1,385人	875人	12人	11,485人

(10) 障がい者の雇用の状況（平成27年6月1日現在）

区分	平成27年				平成26年					
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者雇用率	法定雇用率		
知事部局等	3,168.5人	93.5人	65人	2.95%	2.3%	3,206.0人	85.0人	61人	2.65%	2.3%
身体障がい										
視覚障がい			1人					1人		
聴覚・平衡機能障がい			5人					5人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			27人					26人		
内部障がい			20人					17人		
知的障がい			8人					10人		
精神障がい			4人					2人		
教育委員会	4,338.5人	119.5人	86人	2.75%	2.2%	4,374.0人	111.0人	82人	2.54%	2.2%
身体障がい										
視覚障がい			10人					10人		
聴覚・平衡機能障がい			8人					8人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			20人					21人		
内部障がい			18人					15人		
知的障がい			18人					20人		
精神障がい			12人					8人		
警察本部	307.0人	8.0人	4人	2.61%	2.3%	305.0人	8.0人	4人	2.62%	2.3%
身体障がい										
視覚障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			-					-		
内部障がい			3人					3人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			-					-		
病院局	604.0人	11.5人	8人	1.90%	2.3%	576.0人	14.0人	10人	2.43%	2.3%
身体障がい										
視覚障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			2人					2人		
内部障がい			4人					5人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			1人					2人		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

- 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

(11) 退職者の再就職の状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに退職した者の再就職の状況は、次のとおりです。

区 分		平成26年度				
		平成26年度の 退職者数	左のうち再 就職した者	再就職先		
				民間企業 等	地方公共 団体	公共的団 体等
知事部局	総 数	98人	60人	11人	26人	23人
	うち管理職	46人	37人	8人	9人	20人
企業局	総 数	2人	2人	—	1人	1人
	うち管理職	1人	1人	—	—	1人
病院局	総 数	58人	27人	21人	—	6人
	うち管理職	—	—	—	—	—
教育委員会	総 数	210人	55人	1人	49人	5人
	うち管理職	49人	24人	1人	20人	3人
警察本部	総 数	72人	43人	8人	22人	13人
	うち管理職	9人	8人	4人	—	4人
県議会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

(注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。

2 「左のうち再就職した者」は、平成27年6月1日時点で届出があつた者の計です。

3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。

4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成26年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定 ・ 若年層の給与を上げるとともに高齢層の給与を下げ（全体の水準は据え置き）	平成27年4月1日
初任給調整手当の見直し	・ 初任給調整手当の支給月額の上限の引上げ・獣医師に対する手当の支給期間の延長（6年→9年）	平成27年4月1日
期末・勤勉手当の支給割合の改定	・ 期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引上げ	平成26年12月1日
地域手当の見直し	・ 地域手当の支給区分・支給割合の見直し	平成27年4月1日
単身赴任手当の見直し	・ 単身赴任手当の月額・職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算する額の上限の引上げ	平成27年4月1日
管理職員特別勤務手当の支給対象拡大	・ 管理職員特別勤務手当の支給対象に災害への対処等のための平日午前零時から午前5時までの間の勤務を追加（支給限度額6,000円/回）	平成27年4月1日
高齢層管理職の給与抑制措置の廃止	・ 給料表の改定により高齢層職員の給与引下げがされたことに伴い、55歳を超える行政職6級相当（課長級）以上の職員（医療職(1)の給料表が適用される職員及び再任用職員を除く。）に対する給料、地域手当等の支給に当たって、その月額の1.5%に相当する額を減額する措置を廃止	平成27年4月1日
特殊勤務手当の見直し	・ 警察職員に対する水上警戒業務手当を新設（海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務に従事したときに1日につき1,100円を支給）	平成26年7月8日
	・ 教員特殊業務手当の引上げ	平成27年4月1日
	・ 医療業務手当に分べん業務1回につき10,000円を加算する制度を新設（病院局）	平成27年4月1日
退職手当の調整額の改定	・ 国家公務員の退職手当に準じて職員の退職手当の調整額を改定	平成27年4月1日